

## 令和7年度 さんべエンジョイプラン助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 三瓶山広域ツーリズム振興協議会（以下「協議会」という。）は、さんべエンジョイプラン助成金事業を実施する団体等への助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(助成金の目的)

第2条 新たな観光メニューの造成等により、三瓶エリア（大田市三瓶町・山口町、飯南町、美郷町）の魅力向上に積極的に取り組む事業者を支援することで、観光客の満足度を上げ、周遊時間や滞在時間の延長及び観光消費拡大につなげることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 三瓶エリア（大田市三瓶町・山口町、飯南町、美郷町）を拠点として事業を営む方で、さんべエリアツーリズムネットワーク会員であること
- (2) 複数の団体または個人で事業を実施する場合、代表者が前号に該当していること

(助成対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業は、三瓶エリア（大田市三瓶町・山口町、飯南町、美郷町）の観光振興に関するビジネスプランとする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 人件費（事業のため、短期雇用する者の経費に限る）
- (2) 謝金及び費用弁償
- (3) 材料費及び消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 広告料
- (7) 保険料
- (8) 使用料及び賃借料
- (9) その他会長が必要と認める経費

(助成率及び助成限度額)

第6条 助成対象経費に係る助成金の額は、補助対象経費から他の収入（他の補助金、寄付金、協賛金等をいう。）を控除した金額の4分の3以内の額とし、150千円を上限とする。

(助成事業の実施期間)

第7条 助成事業の実施期間は、助成金の交付の決定があった日から当該年度の3月6日までとする。ただし、会長が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者(以下「助成事業者」という。)は、助成金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

(申請内容の審査及び審査結果の通知)

第9条 会長は、前条第1項の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、審査の上、適当と認めた場合は、助成金交付決定通知書(様式第2号)を助成事業者に送付するものとする。また、審査の結果、不採択となった場合は、助成金不採択通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(決定内容の変更等)

第10条 助成事業者は事業の内容を変更し、又は事業を中止する場合には、助成金等変更・中止承認申請書(第4号)を会長に提出し、承認を得なければならない。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したときには、助成事業実績報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。なお、実績報告書の提出期限は、助成事業完了後30日を経過する日又は助成金の交付の決定があった日の属する年度の3月17日のいずれか早い日とする。

(助成金の支払い)

第12条 会長は、前条に定める実績報告書の提出があり、適当と認めた後、支払請求書(様式第6号)が提出されたときは、助成金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認める時は、請求に基づき助成金の概算払いをすることができるものとし、その方法については、前項に準ずるものとする。

(事業名の明示)

第13条 助成事業者は、WEBや新聞・情報誌等への掲載、作成した印刷物(チラシ、ポスター等)については、三瓶山広域ツーリズム振興協議会の助成を受けている旨を表示すること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月30日から適用する。